

白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年白岡町条例第20号）
によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	埼玉県
3. 市区町村名	白岡市
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	65-1：ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年白岡町条例第20号）によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		白岡市個人番号の利用に関する条例（平成27年白岡市条例第28号）別表第1第4の項 白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年白岡町条例第20号）によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第1条	白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、（母子家庭等及び寡婦）に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて（母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを）を目的とする。	この条例は、（ひとり親家庭等）に対し、医療費の一部を支給することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、もつて（ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを）を目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年白岡町条例第20号） 白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則（平成4年白岡町規則第19号）

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令36条 項1号	白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第5条
事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号（同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第5条の規定による受給者証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令36条 項1号ロ	白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第5条第1項、第2項白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則第13条第1項第6号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令36条 項1号ハ	白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第6条
②情報提供者	内閣総理大臣	内閣総理大臣
③提供を求める特定個人情報	公的給付支給等口座登録簿関係情報	公的給付支給等口座登録簿関係情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令36条 項1号イ	白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則第13条第1項第3号、第4号
②情報提供者	法務大臣	法務大臣
③提供を求める特定個人情報	戸籍関係情報	戸籍関係情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令36条 項1号	白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第8条第1項
事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号（同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第8条第1項の規定による資格の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令36条 項1号a	白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第4条、白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則第10条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令36条 項1号b	白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第6条
②情報提供者	内閣総理大臣	内閣総理大臣
③提供を求める特定個人情報	公的給付支給等口座登録簿関係情報	公的給付支給等口座登録簿関係情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令36条 項1号i	白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則第1項第13条第3号、第4号
②情報提供者	法務大臣	法務大臣
③提供を求める特定個人情報	戸籍関係情報	戸籍関係情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務3

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令36条 項1号	白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第8条第2項
事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号（同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第8条第2項の規定による現況の届出に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令36条 項1号イ	白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則第13条第1項第3号、第4号
②情報提供者	法務大臣	法務大臣
③提供を求める特定個人情報	戸籍関係情報	戸籍関係情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令36条 項1号ロ	白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第4条、白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則第10条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令36条 項1号ハ	白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第6条
②情報提供者	内閣総理大臣	内閣総理大臣
③提供を求める特定個人情報	公的給付支給等口座登録簿関係情報	公的給付支給等口座登録簿関係情報

備考		
----	--	--

届出情報

届出日	2023年12月27日
独自利用事務の対象者	ひとり親家庭等医療費助成対象者
番号法第9条第2項の条 例に規定した日	2016年03月17日
保護評価の実施の有無	2:対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	
委任関係	